

令和5年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月26日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎 4階 委員会室													
議 長	大下正幸													
開閉会日時及び宣告	開 会	令和5年12月26日 午後2時												
	閉 会	令和5年12月26日 午後2時35分												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	芦田宏治	○	5	宮本裕之	○									
2	穴戸邦夫	○	6	熊高昌三	○									
3	山本 優	○	7	湊 俊文	○									
4	美濃孝二	○	8	大下正幸	○									
会議録署名議員	5番 宮本裕之		6番 熊高昌三											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕野博司	局 長	児玉一朗										
	副管理者	石丸伸二	所 長	村田浩章										
	監査委員	木原張登												
議 事 日 程	日程第1 会議録署名議員の指名について													
	日程第2 会期の決定について													
	日程第3 諸般の報告													
	日程第4 議案第8号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について												
	日程第5 議案第9号	令和4年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について												
	日程第6 議案第10号	令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算(第1号)												
	日程第7 閉会中の継続審査の申し出について													
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>定刻になりました。ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において5番、宮本裕之君及び6番、熊高昌三君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p>
	議会運営委員長	はい、議長。
	議 長	はい。
	議会運営委員長	<p>それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました令和5年第2回定例会の運営につきまして、12月1日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本定例会に付議されます案件は、議案3件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査につきましては、議長に申し出をいたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしま

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 3	議 長	<p>した。</p> <p>日程第 3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、局長、所長及び木原監査委員です。</p> <p>次に監査委員から、令和5年度第1回定例監査及び令和4年度下半期分の現金出納検査の結果報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承お願いいたします。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
日程第 4	<p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p>	<p>日程第 4、議案第 8 号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>議 長。はい。管理者、箕野博司君。</p> <p>管 理 者。はい。皆さん、こんにちは。</p> <p>提案理由の説明ということでございますが、その前に、一言、御挨拶させていただきます。</p> <p>本年も、残りわずかとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、大変御多忙の時期に、本日の組合議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、平素より組合運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。</p> <p>本日は、令和 4 年度の決算審議を中心に、議案 3 件を提出させていただいております。</p> <p>また、本日は、議会終了後に全員協議会が開催されますが、今後のごみ処理の方向性等につきまして、御説明させていただければと思っております。</p> <p>持続可能なごみ処理を目指して、安全安心で効率的な施設運営を進めてまいりたいと思っております。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 8 号の提案理由を、説明いたします。</p> <p>お配りをしております、提出議案書の 2 ページをお願いします。</p> <p>議案第 8 号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。</p> <p>広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の一部に府中町の事務が新たに加わることに伴い、規約変更について協議がありましたので、組合を組織している本組合の議会の議決が必要となり、この案を提出するものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>続いて、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。失礼いたします。事務局より、説明申し上げます。</p>
	議 長	<p>お配りしております資料の1を御覧いただければと思います。</p> <p>資料1の表面の方でございますが、広島県市町総合事務組合の規約変更に係る議案でございます。2の項に変更の内容の新旧対照表がございます。別表第2の組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務の対象となる市町に、府中町が、新たに加わるというもので、変更案の下線部分になります。</p> <p>資料1の裏面を見ていただきますと、県内の市町が、現在、市町総合事務組合で共同処理する事務の一覧がございます。府中町は、現在、退職手当の事務については、町単独で実施されていますが、早期退職や定年延長等で退職手当の支給見込みが難しいという状況で、組合の方で処理したいということでございます。</p> <p>既に市町におかれまして同様の議案を審議・可決されていらっしゃるとは思いますが、説明させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
	6 番 議 員	議長。
	議 長	6 番、熊高昌三君。
	6 番 議 員	下線があると言われたんだけど、議運の時は、下線があったんだけど、今回のには下線が・・・
	議 長	ちょっと待って。マイクを。
	6 番 議 員	確認なんですけど、議運の時には、今、局長がおっしゃったように下線、下に線があったんですけど、今日には線がないというふうに思うんですけど。その確認です。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長 議 長 局 長	<p>議長。</p> <p>はい、児玉一朗君。</p> <p>はい。今、線のないとおっしゃったところは、議案の第8号の方だと思われますけれども、こちらの方、私が議運の時に線を引きましたのは、わかりやすくするためにですね、申し訳ございません、線を引いたんですけれども、実際は、これは県の方で統一した議案ですので、下線のないのが本当でございます。「何々を何々に変更する」ということですので。ですので、市町さんの議案もこれと同じようになっていると思います。これは、市町総合事務組合から提示された議案ですので、一字一句間違わないようにしないといけないので。御指摘いただいたんで、ありがたいんですけれども。そういうことでございます。以上です。</p>
	議 長 6 番 議 員 議 長 6 番 議 員	<p>よろしいですか。</p> <p>議長。</p> <p>6 番、熊高昌三君。</p> <p>それでよろしいんですが、局長の説明に、「下線があります。」というふうにおっしゃったので、おっしゃったのにないから、なくてもいいんですけど。説明と書類が違うということの確認なんです。</p>
	局 長 議 長 局 長	<p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>申し訳ございません。私の説明不足でございますが、資料の1の方には、下線があると思うんですけれども。資料の1の方ですけれども、資料の1の2の項を見ていただきますと、変更内容のところ「現行」と「変更案」がございます。そちらの方、私が、わかりやすいように下線を引いております。</p> <p>資料の1、ございますかね。そうです。ちょっと私、早口で丁寧に御説明しなかったもので、議案の方と資料の方と混同されたんだと思うんですけれども。ここには、下線があるので、私は、この下線を言ったつもりでございます。以上です。</p>
	議 長 議 長	<p>他に質疑は、ありませんか。</p> <p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>はい。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより討論に入ります。討論は、ありませんか。</p> <p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	<p>これより、議案第 8 号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。</p>
	議 長	<p>〔賛成者起立〕</p>
	議 長	<p>はい。起立多数であります。</p>
	議 長	<p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 9 号「令和 4 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。</p>
	議 長	<p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。提出議案書の 4 ページをお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第 9 号でございますが、地方自治法 第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 4 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けまして、認定をお願いするものでございます。</p>
議 長	<p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。</p>	
議 長	<p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p>	
議 長	<p>続いて事務局に説明を求めます。</p>	
議 長	<p>議長。</p>	
議 長	<p>局長、児玉一朗君。</p>	
議 長	<p>はい。失礼いたします。</p>	
議 長	<p>議案第 9 号の令和 4 年度の歳入歳出決算認定についてでございますが、決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。</p>	
議 長	<p>では、まず、決算認定資料の方から御説明いたします。決算認定資料の 2 ページをお開きください。</p>	
議 長	<p>歳入につきまして、予算現額に対する決算額は、721,667,772 円、比率は 100.75%、歳出は、決算額 692,287,064 円、比率 96.65%、歳入歳出差引残額が、29,380,708 円となっております。</p>	
議 長	<p>3 ページ以降、歳入・歳出の目別の一覧表、5 ページ目に決算統</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>計による性質別歳出の表がございます。</p> <p>6 ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載した一覧表がございます。10 万円以上のものについて記載しております。</p> <p>令和 4 年度は、6 ページの右側、縦横になっていますけども、中ほどにあります「次世代型生ごみ処理機」、納入日、令和 5 年 3 月 13 日、契約金額 7,700,000 円とありますが、それを備品として購入しております。他に増減は、ございません。以上で、決算認定資料の説明を終わります。</p> <p>次に、決算書の方を少し、御覧いただければと思います。黒い背表紙のものでございます。決算書の 3 ページ、4 ページが歳入の款・項別の一覧表でございまして、5 ページ、6 ページが歳出の款・項別の一覧表です。あとのページ、事項別明細書ということで、節ごとの記載がございます。</p> <p>22 ページに、実質収支に関する調書がございまして、24 ページの方が、土地、建物、物権です。25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど御説明いたしました決算認定資料で増減が入っているものでございます。</p> <p>最後のページ、26 ページでございまして、財政調整基金の現在高でございまして、令和 4 年度は、剰余金 3,999,583 円を積立いたしました。4 年度末の現在高は、107,363,714 円となっております。以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。</p> <p>それではですね、行政報告の方も少し御説明させていただきます。こちら黒背表紙の冊子でございます。令和 4 年度の行政報告書、こちらは、令和 4 年度の主要な施策の成果を説明する資料として、提出しているものでございます。</p> <p>めくっていただいて、総論でございまして、2 ページを御覧いただければと思います。令和 4 年度は、事業所ごみの減量検討ということで、ごみの組成調査を実施しております。図の 3 が、その結果ですが、棒グラフですが、上から、家庭ごみの安芸高田市の市街地・山間地、それから北広島町の市街地・山間地です。事業系ごみの方は、安芸高田市の大型店舗、北広島町の大型店舗、高齢者複合施設、コンビニ等を、それぞれ袋を破って調査をして、内容を仕分けしました。</p> <p>表の右側に、上から生ごみ、手つかず食品とありますが、これがそれぞれ棒グラフの左からの順番となっております。見てい</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>ただきますとわかりますように、生ごみと手つかず食品、手つかず食品といいますと、開封されていない、食べられる状態のものですね、その割合が40%から50%を占めている状況でした。それから、紙類とプラスチック製容器包装も合わせると20%程度はありまして、分別すればすね、まだまだ減量化できる余地があるという結果になっております。</p> <p>それから、4ページが決算の状況でございます。市町負担金やごみ処理手数料の前年度比等の表がございます。</p> <p>14ページ、15ページにですな、市町の、安芸高田市、北広島町別のごみ処理状況の表がございます。安芸高田市、北広島町ともに、最近は、ごみ量の減少傾向にあります。</p> <p>18ページにごみ処理ランニングコストということで、経費明細がございます。18ページのイの項ですけど、1袋当たりの経費及び負担額ということで、受益者負担額の検討ということで、今年度、きれいセンターの持込み手数料を改定させていただいたところでございます。これはまあ、令和4年度のデータですけれども、例えば燃えるごみですと1袋当たりの経費が196円で、その内の受益者負担額が65円、市町負担額が131円というふうになっております。</p> <p>それから、あとですな、26ページの方を見ていただきますと、日曜開場の、日曜日にきれいセンターを特別に開場していますが、その状況を載せております。それから、(14)は、道路で死亡しているシカの処理状況です。令和4年度は、817頭のシカが、きれいセンターに持込まれまして焼却処理している状況でございます。</p> <p>以上、年度の事業報告ということで、行政報告書を説明させていただきました。事務局からの決算についての説明を終わります。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。</p>
	監査委員	<p>はい。</p>
	議 長	<p>木原監査委員。</p>
	監査委員	<p>監査委員の木原です。</p>
	議 長	<p>ちょっと、マイクを。</p> <p>〔 局長が監査委員にマイクを渡す。 〕</p>
	監査委員	<p>監査委員の木原です。初めに先の5月8日の臨時議会におきまして、監査委員再任の御同意をいただきました。遅くなりました</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>が、この場をお借りしてお礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。引き続き、組合の発展、経営改善に微力ではございますが寄与できるようにがんばりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和4年度の決算につきまして監査報告を申し上げます。議案書の5ページからが監査報告、決算報告になります。6ページが意見書なんですけれども、審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、御覧のとおりでございます。</p> <p>審査の結果について申し上げます。審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めた。歳計現金の出納状況、保管現金、基金残高等についても指定金融機関の残高証明書及び関係諸帳簿・証書類と照合審査した結果、適正であることを認めました、確認いたしました。また、決算の内容、予算の執行及び基金の運用状況についても、おおむね適正に執行されているものと認められました。審査結果の概要及び意見は、次のとおりです。ということで、7ページ以下が概要及び意見となっております。概要につきましては、先ほど事務局の方からお話があったとおりということなんで、割愛させていただきまして、最後の11ページに、意見を付させていただいております。これにつきまして、ちょっと御説明いたします。</p> <p>決算額につきましては、先ほど事務局の方でお話されたとおりなんですけれども、中段4行目から。令和3年度の基金残高が1億円ちょっととなったことから、令和4年度は市町負担金の増額で対応している。施設補修費の年間予算である約1億円を適正基金残高とすれば、このままなんですけれども、いろいろ不測の事態も想定されうることから、各市町の方に負担金の増額をお願いした、ということでもあります。こういうことがありますので、今後歳入確保のため、ごみ処理手数料の見直しを進めておられますけれども、歳出につきましてもより効率的な施設運営が求められるので、歳出削減には、これまで指摘させていただきましたが、ごみの減量による効果が大きいということで今後の取り組みについて、ア、イと2点ばかり意見と要望を付しております。</p> <p>「今後のごみ分別について」ですが、プラスチック資源循環法が、令和4年4月から施行されている。今後は、プラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化も</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第6	議 長	ます。
		なお、質問は、一問一答方式として、挙手の上、自席で起立により行ってください。
		質問はありませんか。
		〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	はい。質問なしと認めます。
		これをもって質疑を終結いたします。
		これより討論に入ります。討論はありませんか。
		〔「なし」と言う者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
		これより、議案第9号「令和4年度 芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」の件を起立により採決いたします。
	本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。	
	〔賛成者起立〕	
議 長	はい。起立多数であります。	
	よって本案は、原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第6、議案第10号、「令和5年度 芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。	
	この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。	
管 理 者	議長。	
議 長	管理者、箕野博司君。	
管 理 者	はい。お配りしております、補正の予算書、「令和5年度予算書、一般会計予算（補正第1号）」の1ページ目をお開きください。	
	議案第10号、「令和5年度 芸北広域環境施設組合 一般会計補正予算（第1号）」です。	
	歳入歳出予算に、それぞれ、9,131,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ、737,165,000円とするものでございます。	
	詳細につきましては、事務局が説明しますので、よろしく願います。	
議 長	続いて事務局に説明を求めます。	
局 長	議長。	
議 長	局長、児玉一朗君。	
局 長	はい。事務局より御説明申し上げます。	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>今、御覧いただいております補正予算書でございますが、2ページ目を御覧いただければと思います。歳入歳出9,131,000円の追加の内容でございますけれども、歳入の方、県補助金4,950,000円の減額をはじめ、基金繰入金、繰越金について補正を行っております。歳出の方は、総務管理費の18,031,000円の増額、清掃費の8,900,000円の減額となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料の2の表面を見ていただければと思います。資料の2の表面ですけれども、2の項にございますが、歳入については、次世代型生ごみ処理機の県補助金、4,950,000円の減額ですが、県全体の要望額が県の予算を超えたため、組合で申請していた生ごみ処理機の購入費9,900,000円の2分の1の額、4,950,000円がカットされたためにですね、費用対効果の面から、生ごみ処理機の購入を取りやめたものでございます。歳出のごみ処理費の17節備品購入費を減額しております。一方、組合のホームページの多言語化について、ごみ袋の変更と併せて早急に実施しなければならないというところで、委託業務費として、1,000,000円を新たに計上させていただいております。</p> <p>あとは、2の項のアの部分にあります。令和4年度決算において、29,380,708円の剰余金がありましたので、既に令和5年度予算に充当している10,000,000円と基金からの繰入予定であった5,300,000円、款項目の確保のため千円を除いた5,299,000円の減額と先ほど補助金と歳出の減額分を相殺した額、18,031,000円を基金に増額積立するものです。3の項に基金状況の表がありますが、これによりまして補正後の基金残高は、125,485,000円となる予定でございます。</p> <p>資料2の裏面にですね、次世代型生ごみ処理機について説明させていただいております。</p> <p>1の項の目的ですが、事業所の生ごみ減量化のために病院や給食センター等への設置を検討しておりましたが、今回は実施できない状況です。</p> <p>昨年度購入した生ごみ処理機につきましては、現在、安芸高田市の、あの旧ニュージーランド村跡地にございますジビエの加工処理施設で、試験運用していただいております。2の項に写真を載せておりますが、1日平均25kgが順調に処理できている状況です。</p> <p>以上、補正の説明とさせていただきます。以上です。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	議 長	<p>これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 [「なし」という者あり]</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 [「なし」という者あり]</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第10号、「令和5年度 芸北広域環境施設組合 一般会計補正予算（第1号）」の件を、起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 [賛成者が起立する]</p>
	議 長	<p>はい。起立多数であります。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第7、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。 議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり]</p>
閉 議	議 長	<p>御異議なしと認めます。 したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
	副管理者 議 長 副管理者	<p>以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。 議長。 副管理者、石丸伸二君。 はい。本日もいろいろとお話がありましたが、まだまだ、この分野においては課題が残っているという状況です。この後の全員協議会の中でも話が続きますが、ごみの料金、ごみの袋、あとは、きれいセンター等々、一つずつ課題を解決していくしかありません。 引き続き、御理解と御協力の程、どうぞよろしくお願いいたしま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	副管理者 議 長	<p>す。お疲れ様でした。</p> <p>はい。これをもって「令和5年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>引き続き、全員協議会を開催いたしますが、会場準備のため、14時45分まで休憩といたします。</p>